

安全・安心な市民生活を応援

八街市消費生活センター

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を

「料金未納。最終通告」というハガキに注意!

★相談事例

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合には、給与などを差し押さえるというものだった。

料金未納について全く心当たりがなかったため、ハガキに記載のあった取り下げの相談窓口で電話をし、「総合消費料金は何か」と尋ねたが、相談窓口の担当者から「弁護士に相談してください。」と言われた。

教えられた弁護士に連絡すると、プリペイドカードを10万円分用意するようにと言われ、次の日に、コンビニでプリペイドカードを10万円分購入し、券面の番号を伝えた。その後、弁護士から電話があり、「相手が裁判を取り下げないと言っている。未納金は50万円だ。お金が準備できないければ、あなたの弁護士はできない。いくら用意できるか、連絡してください。裁判になれば、莫大なお金がかかる。」と言った。再度、「総合消費



料金とは何か」と尋ねたが、弁護士は「裁判を取り下げない」と分らない。」と言った。この話は本当なのか。どうすればよいか。

へ相談員のアドバイス

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いた旨の相談が、消費生活センターに急増しています。消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与や不動産を差し押さえる」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げなどについて相談するよう誘導しています。

「民事訴訟管理センター」からハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。出前講座を実施します! 知識・経験ともに豊富な八街市消費生活相談員が、希望する団体などの会場に出向き、消費者としての心構え、悪質な業者への事前・事後対応の仕方、法律の考え方など、皆さんにわかりやすく無料で説明します。

興味のある方、ご希望の団体はご相談ください。

商工観光課 443-1405

まちのわだい

安全で安心なまちづくり旬間の街頭啓発を実施しました

10月11日(水)～20日(金)の期間は、安全で安心なまちづくり旬間です。「電話 de 詐欺」の撲滅に向けて、10月17日(火)八街駅南口防犯ボックス前で、防犯ボランティアの方たちが、チラシなどを配布して街頭啓発を行いました。



ペットボトルリサイクルライトアップツリーの展示・点灯式

各小・中学校と地区連絡協議会などが連携・協力して、中学校区ごとに制作した4基のペットボトルライトアップツリーを展示します。初日には、千葉黎明高等学校吹奏楽部の協力による演奏とともに点灯式を行います。

点灯式 12月2日(土) 午後4時15分～ ※雨天順延 12月3日(日)

展示期間 12月2日(土)～26日(火)

場 J R 八街駅北口森のいずみ公園

団 社会教育課 ☎ 443-1464



昨年のペットボトルライトアップツリー展示の様子

市役所ロビー芸術作品が変わりました

市民の皆さんに優れた芸術作品を身近に鑑賞いただくため、芸術作家の作品を市役所ロビーに飾っています。

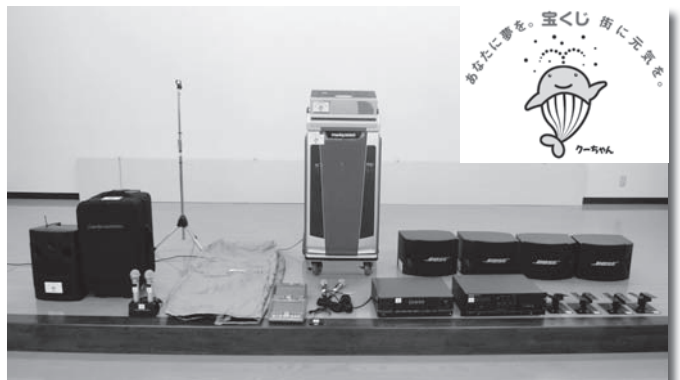
12月まで本市在勤の版画家、井関洋氏の作品『No. 24 金魚7-1』(木版画)を展示しています。

ぜひ、この機会にご覧ください。

社会教育課 ☎ 443-1464



宝くじの助成金で音響機器などコミュニティ活動備品を購入



文違区では、地域コミュニティの醸成を図るため、一般財団法人自治総合センターが実施している宝くじの社会貢献広報事業の助成金を活用し、文違納涼夏まつりや地域ふれあい芸能文化祭などに使用する音響機器ほか一式のコミュニティ活動備品を購入しました。

市民協働推進課 ☎ 312-1140